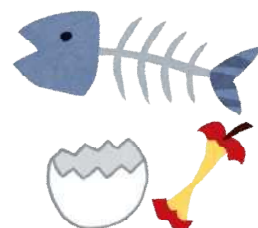


生ごみ資源化活動をするみなさまへ

＜団体助成金のご案内＞



生ごみをごみとして捨てずに、リサイクルしたい！

その活動をもっと広げたい！・・・でも資金はどうしよう？

——名古屋市では、生ごみ資源化活動に要する経費の一部を助成しています。
申請の流れや必要書類等については裏面をご覧ください。

★生ごみ資源化活動の《例》

地域で生ごみ堆肥づくり講座を実施

- ・講師への謝金
- ・材料代
- ・会場代
- ・広報代

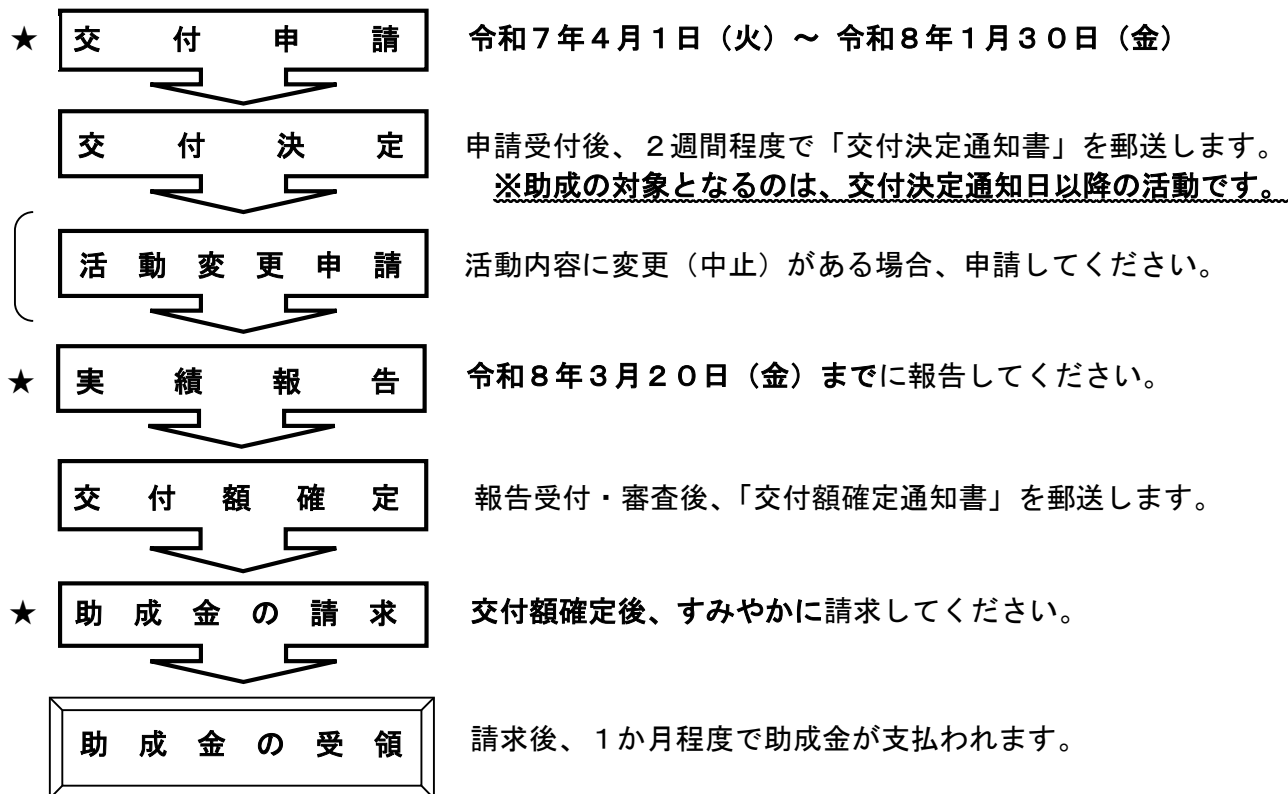
などに対し、名古屋市から
助成金を支払います。



募集内容

募集期間	令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）
助成団体数	5団体程度 ※募集期間内であっても、予算の範囲を超えた場合は、その時点で募集を締め切ります。
団体要件	名古屋市内在住の10世帯以上の方で構成、運営されており、営利を目的としない団体（事業者を除く）
金 額	上限50,000円／年 ※助成金の額に1,000円未満の端数がある場合切捨て
助成期間	上限3年間 ※申請は毎年必要となります。
対象となる経費	事務的経費、道具類・消耗品の経費、研修等に必要な経費、その他の経費など ※参加者の手当て、飲食費及びその他公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費は助成の対象となりません。該当するかは、事前にご相談ください。

《申請から受領までの流れ》 ★部分が申請者の方に行っていただく手続きになります



手続き時の必要書類

✓ 交 付 申 請 時

- ①生ごみ資源化活動助成金交付申請書（第1号様式）、②活動計画書（第1号様式の2）
- ③交付申請額計算書（第1号様式の3）、④参加者名簿（第1号様式の4）

✓ 実 績 報 告 時

- ①生ごみ資源化活動報告書（第4号様式）、②活動記録（第4号様式の2）
- ③交付確定額計算書（第4号様式の3）、④助成対象経費の領収書原本

✓ 助 成 金 の 請 求 時

- ①生ごみ資源化活動助成金交付請求書（第6号様式）、②振込先口座の通帳の写し）
※交付方法は、振込又は現金払い（窓口払い）を選択できます。
※振込の場合、団体名義の口座が必要となります。（個人口座への振込はできません。）

- ・上記の書類に必要事項を記入のうえ、郵送・電子メールで送付又は持参してください。
（実績報告時の領収書原本についてのみ、郵送又は持参をお願いします。）
- ・様式は名古屋市公式ウェブサイトダウンロードいただくか、以下問合せ先にご連絡ください。

【申請・問合せ先】

名古屋市環境局資源循環部資源循環推進課

（市役所本庁舎4階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：（052）972-2390

ファクス：（052）972-4133

電子メール：a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

※申請はファクスでは受け付けておりません。

市公式ウェブ
サイトはこちら！

